○国家公安委員会規則第八号

道路交通法の一部を改正する法律（令和二年法律第四十二号）の一部の施行及び道路交通法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第百八十一号）の施行に伴い、指定講習機関に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年六月十二日

国家公安委員会委員長　武田　良太

指定講習機関に関する規則等の一部を改正する規則

（指定講習機関に関する規則の一部改正）

第一条　指定講習機関に関する規則（平成二年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（運転適性指導員） **第五条**　法第百八条の四第一項第一号の国家公安委員会規則で定める者は、次に掲げる要件に該当する者とする。 ［一・二　略］ 三　次のいずれにも該当しない者であること。 イ　［略］ ロ　法第百十七条の二の二第十二号又は法第百十七条の五第三号（法第百八条の七第一項に係る部分に限る。）の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過していない者 ハ　［略］ ［四・五　略］	（運転適性指導員） **第五条**　［同上］ ［一・二　同上］ 三　［同上］ イ　［同上］ ロ　法第百十七条の二の二第十一号又は法第百十七条の五第三号（法第百八条の七第一項に係る部分に限る。）の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過していない者 ハ　［同上］ ［四・五　同上］

備考　表中［　］の記載は注記である。

（届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則の一部改正）

第二条　届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（指定の基準等） **第一条**　［略］ 2　令第三十三条の六第一項第一号ハの規定による指定の基準（大型自動車免許（以下「大型免許」という。）に係る教習の課程（以下「教習課程（大型）」という。）に係るものに限る。）は、次に掲げるとおりとする。 一　届出自動車教習所において自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事する職員で次のいずれかに該当するもの（大型自動車を運転することができる免許（仮運転免許（以下「仮免許」という。）を除く。）を現に受けている者（当該免許の効力を停止されている者を除く。）に限る。以下「大型免許に係る届出自動車教習所指導員」という。）により行われるものであること。 イ　［略］ ロ　法第九十九条の三第四項第一号に該当する者（大型免許に係る者に限る。）又は届出自動車教習所指導員研修課程（自動車安全運転センターが行う届出自動車教習所の職員に対する自動車の運転に関する研修の課程で国家公安委員会が指定するものをいう。以下同じ。）で大型免許に係るものを修了した者であって、次のいずれにも該当しないもの (1)・(2)　略	（指定の基準等） **第一条**　［同上］ 2　［同上］ 一　［同上］ イ　［同上］ ロ　［同上］ (1)・(2)　同上